賛助会員のご紹介

令和7年7月10日現在（50音順）

㈱アーバンプロジェクト	(052)453-8881
㈱アイ・アンド・キューアドバタイジング	(052)251-0380
㈲アイシフト	(0564)84-5716
㈱アサプリホールディングス	(0594)23-5519
㈱アッシュデザイン	(0566)73-6399
アットホーム㈱中部営業部	(052)954-0770
㈱アドキットインフォケーション	(058)268-7567
㈱アドテックエージェンシー	(052)228-9746
㈱アドライズ	(052)901-4713
㈱アンサークリエイション	(052)219-7311
㈱インターブレインズ	(052)332-6191
㈱エスクオスト	(052)364-9852
㈱エフティーワークス	(052)481-7551
㈱オフィスオフサイド	(052)241-5881
㈲広営社	(052)218-6466
㈱広企プロモーション	(052)242-2151
㈱三晃社	(052)961-2214
㈱サクシード名古屋支店	(052)300-8494
㈱CBCコミュニケーションズ	(052)684-9315
㈱THE-A	090-8867-4113
㈱ジーベック	(059)359-0388
㈱サクラアルカス	(052)822-4488
㈱住宅新報 大阪支社	(06)7713-5250
㈱新東通信	(052)951-3831
㈱創文社	(052)856-7100
中京広告㈱	(052)218-7779
㈱中日アド企画	(052)239-1222
㈱CHINTAI	(03)5771-4612
㈱DGコミュニケーションズ 名古屋支社	(052)950-3535
㈱電広	(052)243-3751
㈱電通名鉄コミュニケーションズ	(052)571-0550
㈱東通エィジェンシー	(052)232-8050
東洋プリディア㈱	(052)914-9111
㈱豊橋印刷社	(0532)88-5336
㈱ナインスカラー	(052)253-5677
㈱日東通信	(052)231-6441
㈱日本経済広告社	(052)243-0811
㈱ニッショー .jp	(052)991-0100
㈱敏弘社	(052)962-8555
マックスコム㈱	(052)911-1010
㈱MISH	(055)975-3333
メディアエムジー㈱	(052)950-2224
㈱読売エージェンシー東海	(052)204-1361
㈱読売広告社	(052)747-3700
㈱LIFULL　名古屋支店	(052)856-1660
㈱リクルート住まいカンパニー	(052)203-3780
㈱リプレイス	(052)339-2163
㈲ワース	(052)955-5001

ハンドブックを活用しましょう

令和４年９月に「不動産の表示に関する公正競争規約（表示規約）」及び「表示規約施行規則」が改正されました。不動産公正取引協議会連合会では、規約改正に対応した「不動産広告ハンドブック」を発行しています。

東海公取では、ハンドブックを１冊 400円にて販売しておりますので、購入をご希望される方は、協議会事務局（052-529-3300）へご連絡ください。

※公正競争規約については不動産公正取引協議会連合会 HPで確認をすることができます。

賛助会員の募集について

東海公取では、所属する賛助会員各社と日々密接な連携を図り、適正な広告表示の確保に努めています。不動産広告の企画作成のご依頼は、東海公取所属の賛助会員に是非ご相談ください。所属する賛助会員は東海公取ホームページにてご案内しております。入会も随時受付中です。詳しくは東海公取事務局（052-529-3300）までご連絡ください。

来会相談について（ご案内）

東海公取では、不動産広告作成に関する相談に随時対応していますが、来会相談をご希望される方は、必ず電話にて事前予約（052-529-3300）をお願いします。事前予約がない場合の来会相談は、ご対応できない場合がございます。予めご了承ください。

東海公取協
第 50号
東海不動産公正取引協議会
会　長　伊藤　亘
〒451-0031
名古屋市西区城西5丁目1番19号
愛知県宅建会館 3階
編集発行責任者
広報委員長　齋藤　雅彦
2025年9月発行

第 59 回「定期総会」開催

東海不動産公正取引協議会では、6月17日、ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋にて「第59回定期総会」を開催し、全議案原案通り可決承認されました。本総会は、公正取引委員会中部事務所　取引課長　堀口嘉人様、国土交通省中部 地方整備局 建政部 建設業課 不動産業適正化推進官 生駒隆幸様、愛知県 都市・交通局 都市総務課 建設業・不動産業室長 田口敦史様、のご臨席をいただき盛大に執り行いました。令和７年度の事業計画及び役員については、以下の通りです。（その他の内容は東海公取ホームページよりご覧いただくことができます。）

伊藤亘会長

国土交通省中部地方整備局　建政部
不動産業適正推進官　生駒隆幸氏

公正取引委員会中部事務所
取引課長　堀口嘉人氏

愛知県都市・交通局都市総務課
建設業不動産業室長　田口敦史氏

令和７年度　事業計画

我が国の経済は、円安と原材料の高騰による物価上昇の中、各種政策の効果もあり、個人消費の持ち直しが期待されているものの、欧米での金融市場や政策運営の不確実性の高まりにより、世界経済が下振れする可能性があり、我が国の景気を下押しするリスクとなっている他、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要がある。

このような状況の中、全国９地区の不動産公正取引協議会では、引き続き改正「不動産の表示に関する公正競争規約」の周知活動などを今年度も実施する予定である。

本協議会においても、不動産公正取引協議会連合会、消費者庁及び公正取引委員会、国土交通省他関係機関及び行政との連携を更に強化し、「おとり広告」の撲滅を含めた不動産広告の適正化及び規約違反広告への適切な対応を行う。

不動産事業者や広告代理店等から構成される賛助会員及び一般消費者からの問い合わせについても随時対応し、事業者が不動産広告によるトラブルに巻き込まれることなく、適切な不動産情報の提供に努めるよう、①規約違反の未然防止に向けた、加盟事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被疑事案への迅速且つ適正な対応を、重点事業として進める。

以下、令和７年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施する。

１. 広報関係

(1) 研修会等の実施について

① 加盟事業者対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供を推進するため、最近の違反広告事例や相談事例等を中心とした研修会の開催を、所属構成団体等と連携し実施していく。また、ＷＥＢでの研修会開催についても、実施団体と連携し、柔軟に対応する。

② 賛助会員に対する研修会

適正な不動産広告の作成を促すとともに、賛助会員が不動産業者へ正しい規約解釈に基づいた広告提案が行えるよう、業務への活用・違反広告の未然防止を目的とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③ 新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、規約普及の新規入会事業者に対する研修会を開催する。

(2) 賛助会員への加入促進について

不動産事業者からの広告作成に関する相談・問い合わせの際には積極的に賛助会員の利用を勧めていく。

近年、インターネット媒体・ポータルサイトを利用する事業者が増加し、紙媒体は減少傾向にあることを踏まえ、インターネット事業者に対する入会促進及び退会防止策を検討していく。

また、未加入の広告代理店・印刷会社及びポータルサイト運営事業者等からの問い合わせがあった場合についても、柔軟に対応すると共に、協議会事業の理解を勧める

為、研修会の受講を勧めるなど加入促進を図る。

⑶ 広報誌「東海公取協」の発行等について

① 広報誌について、協議会の事業内容や違反事例等を紹介するなど、公正競争規約の普及啓発のための紙面の充実化及び紙面のＷＥＢ化を行っていく。

② 規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

⑷ ホームページの有効活用について

資料のダウンロード、相談事例Ｑ＆Ａの掲載、被疑違反広告の通報の呼びかけ、賛助会員の紹介及び専用ページなど、現行ホームページの充実・活用をすると共に、ホームページ上においても規約の周知を引き続き図っていく。

⑸ 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について

加盟事業者の規約に対する遵守意識を喚起し、消費者が適正な不動産情報を提供する事業者を判断する際の目印となる、加盟事業者の「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進していく。

2. 調査指導関係

⑴ 本部・地区調査指導委員会（業務）について

① 規約違反被擬事案及び関係官庁より違反広告に対する調査指導の要請を受けた際の受付・処理については、「調査指導委員会運営規程」・「違反調査等事務処理規程」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。

② 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区において措置の判断基準に差異が生じないように努める。

③ 規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた加盟事業者を対象とした義務講習会を実施していく。

④「ポータルサイト広告適正化部会」が実施する「インターネット広告一斉調査」において提供された被疑事案について、各地区調査指導委員会と連携し対応していく。

⑵ 事前相談業務について

加盟事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、規約違反広告の未然防止に努める。

⑶ 賛助会員登録制度の充実

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反をしないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の更なる充実を図っていく。

⑷ インターネット広告の適正化への対応

インターネット広告の規約違反により厳重警告・違約金課徴の措置を講じた加盟事業者に対しては、各サイトにおいて掲載停止の処分等を実施すると共に、「ポータルサイト広告適正化部会」や、他地区協議会と連携し、インターネット広告の適正化を図る。

またインスタグラムやＸ（旧ツイッター）、フェイスブック等、ＳＮＳに関する違反広告についても、事業者に対し啓蒙を図ると共に、更なる規約の周知活動に力を入れ、おとり広告や不当表示にならないための表示の徹底など、構成団体と連携し、研修会等を通じた加盟事業者や賛助会員への周知を行い、規約違反広告の未然防止に繋げる。

⑸ 他地区不動産公正取引協議会等との連携について

規約運用に関し、他地区不動産公正取引協議会及び不動産公正取引協議会連合会・消費者庁・公正取引委員会等との連携強化に努める。

また、他地区の事案・措置についての研究を行い、規約の判断基準に差異が生じないように努める。

3. 総務関係

⑴ 総会及び理事会等の開催

① 第５９回定期総会を次のとおり開催する。

日 時　令和7年6月17日㈫午後3時30分より（予定）

場 所　ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

② 理事会については、必要に応じ適宜（年２回程度）開催する。

③ 総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜（年１～２回程度）開催する。

⑵ 不動産公正取引協議会連合会通常総会の開催

首都圏不動産公正取引協議会が幹事となり、開催される予定。

⑶ 渉外関係

① 関係行政官庁との連携について

消費者庁及び公正取引委員会、また、東海４県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。

② 不動産公正取引協議会連合会等との連携

不動産公正取引協議会連合会及び全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、おとり広告をはじめとする共通問題について情報提供・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

⑷ 組織のあり方の研究

本協議会が継続的に諸事業を実施していくため、必要に応じて財政基盤の検証や諸規則の変更等の対応を図ると共に、将来的な本協議会のあり方を見据え、他地区不動産公正取引協議会の動向など、情報収集に努める。

■令和７年度　役員名簿（敬称略）

役職	氏名	所属団体名
会長	伊藤　亘	（公社）愛知県宅地建物取引業協会
副会長	宇野　篤哉	（公社）静岡県宅地建物取引業協会
副会長	山本　武久	（公社）岐阜県宅地建物取引業協会
副会長	疋田　貞明	（公社）全日本不動産協会静岡県本部
副会長	近藤　浩司	（一社）中部不動産協会
理事	二村　伝治	（公社）愛知県宅地建物取引業協会
理事	中村　征幸	（公社）愛知県宅地建物取引業協会
理事	伊藤　淳	（公社）愛知県宅地建物取引業協会
理事	小林　靖彦	（公社）静岡県宅地建物取引業協会
理事	後藤　尚貴	（公社）静岡県宅地建物取引業協会
理事	萩原　幸二	（公社）全日本不動産協会愛知県本部
理事	小嶋　隆司	（公社）全日本不動産協会愛知県本部
理事	林　仁美	（公社）岐阜県宅地建物取引業協会
理事	村井　浩一	（公社）三重県宅地建物取引業協会
理事	齋藤　雅彦	（公社）全日本不動産協会三重県本部
理事	袴田　雅生	（公社）全日本不動産協会岐阜県本部
理事	笠原　弘道	（一社）静岡県都市開発協会
理事	福山　義昭	（一社）東海住宅産業協会
理事	佐溝　剛至	（一社）ナゴヤハウジングセンター
監事	冨士松　洋也	（公社）三重県宅地建物取引業協会
監事	大場　吉恭	（一社）中部不動産協会

■委員会構成名簿（敬称略）

総務委員会

役職	氏名
委員長	二村　伝治
副委員長	村井　浩一
委員	小嶋　隆司
委員	小林　靖彦
委員	佐溝　剛至

広報委員会

役職	氏名
委員長	齋藤　雅彦
副委員長	笠原　弘道
委員	伊藤　淳
委員	林　仁美
委員	袴田　雅生

調査指導委員会

役職	氏名
委員長	福山　義昭
副委員長	後藤　尚貴
副委員長	萩原　幸二
委員	中村　征幸
委員	愛知地区調査指導委員長
委員	静岡地区調査指導委員長
委員	岐阜地区調査指導委員長
委員	三重地区調査指導委員長

最近の相談事例

Q1　賃貸マンションの広告に「女性限定マンション」と書いてあったのですが、物件見学に行った時に、女性限定の部屋と男性限定の部屋が混在していることがわかりました。このような場合でも募集している部屋が女性限定あれば「女性限定マンション」と表示しても問題はないのでしょうか？

A1　「女性限定マンション」と書いてあれば、そのマンション全体が女性限定であると思ってもおかしくはありません。このような混在しているマンションの場合には「女性限定マンション」と表示するのではなく、「この住戸は女性限定にしています。」等と表示することが適正な表示となります。このような広告が掲載されていれば、当協議会で指導しますのでご相談ください。

「首都圏不動産公正取引協議会」発行　［公取協通信第356号］より引用

Q2　中古住宅の広告に「内装リフォーム済み」と書いてあったので、最近リフォームされた物件だと思い内覧しましたが、とてもリフォームしたと思える状態ではありませんでした。担当者に聞くと「10年前にリフォームした物件」だと言われました。時期が書いていなければ最近リフォームされたと思ってしまうのですが、問題はないのでしょうか？

A2　表示規約（不動産広告のルール）では、建物をリフォームしたことを表示する場合には、その時期と内容を明示することと規定していますので、この広告はルールに違反するものとなります。万が一、時期や内容が書いていない広告があって、物件的には非常に気になるような場合には、見学される前に不動産会社に確認することを推奨します。このような広告が掲載されていれば、当協議会で指導しますのでご相談ください。

「首都圏不動産公正取引協議会」発行　［公取協通信第356号］より引用

Q3　バナー広告を使って建築条件付き土地の広告をしようと考えています。バナー広告は、表示スペースが限られているため、物件の概要を全て表示することができません。何か良い方法はないでしょうか？

A3　一般的にバナー広告は、クリックするとその広告に表示した商品等の詳細ページに遷移（リンク）する設定になっていると思いますので、リンク先の表示とバナーをもって、一体の広告とみなすことができます。そのバナー広告にインターネット広告における土地の概要を全て表示する必要はなく、詳細ページで概要等を表示してあれば問題はありません。なお、バナー広告で、気をつけなくてはいけない表示としては、物件種別を誤認させるものが考えられます。例えば、建築条件付きの土地なのに、建物参考プランの絵図等を大きく掲載し、「総額 ×× 万円～」等と表示すると新築住宅の広告のように見えますので、このような表示はしないよう気をつけてください。

「首都圏不動産公正取引協議会」発行　［公取協通信第359号］より引用